

平成 26 年 第 2 回 農業委員会総会

日 時 平成 26 年 2 月 25 日 (火) 午後 3 時
場 所 糸満市役所 3-C 会議室

【出席委員】

会長 金城正春	1 番 伊保智栄美	2 番 宮里良淳
3 番 上原英正	4 番 大城正幸	6 番 具志堅繁光
7 番 稲福ツヤ子	8 番 大城茂治	9 番 上原和雄
10 番 大城仁輝	11 番 亀甲康榮	12 番 金城哲男
13 番 賀数宏	14 番 伊敷幸栄	15 番 伊敷幸栄
16 番 仲西栄二	17 番 玉城盛雄	18 番 新垣芳隆
19 番 大城竹信	20 番 国吉真昭	

【欠席委員】

代理 眞榮里 保 5 番 山城 学 15 番 金城 勲 21 番 大保 新幸

【職務のために出席した職員】

新垣康德 国吉孝

【議事録署名人】

16 番 仲西栄二 17 番 玉城 盛雄

【議事日程】

日程 第 1 議案第 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程 第 2 議案第 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程 第 3 議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程 第 4 議案第 8 号 農業委員会選挙人名簿の登載確認について

平成 26 年 第 2 回 総会 議事録

事務局

時間になりましたので、始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、代理眞栄里保委員、5 番山城学委員、15 番金城勲委員、21 番大保新幸委員から欠席の届け出がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立しています。それでは会長よろしくお願いします。

会長

【開会のあいさつ】

皆さんこんにちは。本土では大雪が降ったり、ハウスが壊れたりと、大変な農業の被害のようでございます。それに比べると沖縄では台風はありますが、自然に恵まれていると感じています。現在沖縄では農繁期と大変忙しい最中でございます。体調にも気をつけ、来月で今年度の総会は終わりますけど、心機一転またよろしくお願いします。9 月まで農業委員の任期はありますが、本日は 8 号議案で選挙人名簿の審議がありますのでよろしくお願いします。2 月 20 日に県の第 11 回の常任会議がありましたので状況を報告します。糸満の農地法 5 条案件で、5 件の個人住宅や太陽光発電等が原案通り決定を見ました。最近特に太陽光発電がかなり県のほうに上がっていきまして、今回初めて営農用太陽光発電が 1 件ありました。県の常任会議では初めてでございますが、これは土地改良、農業振興区域で営農用太陽光発電が認められた初めてのケースがでございます。全部で 14 件中太陽光発電関係の申請が 3 件ありまして、かなり太陽光発電が普及してきたと感じています。それから、新聞等でご存じの方もいると思いますが、農地中間管理機構に関する法律が 12 月に決定を見て、700 億円余りの予算が付いたようでございます。農地台帳の法制化が義務付けられるなど、農業委員会活動がかなり厳しくなるのかと思います。また農協も大分、規制改革会議等で議論をされておりまして、場合によっては、信用事業と経済事業が分離される話も出でおります。今後農業委員会の活動の質が問われる。また農協のありかたも問われてくる時代になるのかと思っております。任期の 9 月までさらに、農業活動を活発していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いします。それでは本日の議事録署名人は、16 番仲西栄二委員と 17 番玉城盛雄委員によろしくお願いします。次回調査員 1 番伊保智恵美委員、2 番宮里良淳委員、3 番上原英正委員、よろしくお願いします。

【議題の宣言】

本日の議題は、

日程 第 1 議案第 5 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について	11 件
日程 第 2 議案第 6 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について	1 件
日程 第 3 議案第 7 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	6 件
日程 第 4 議案第 8 号	農業委員会選挙人名簿の登載確認について	

となっています。

会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第1議案第5号農地法第3条第1項の規定による許可申請について11件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい。3ページをお開きください。農地法第3条に係る許可申請です。9番の説明に入る前に、関係者に委員がいらっしゃいますので、退席をお願いします。それでは説明させていただきます。9番、10番は関連です。9番は名城の2筆で、5年間の使用貸借権の設定です。10番は大里の3筆で、5年間の使用貸借権の設定です。以上です。
会長	それでは、9番、10番について委員の皆さんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	13番です。9番は野菜を作り、10番はさとうきびを作ることになっています。両方作るの厳しいと思いますが、可能ですか
事務局	畑も別箇にあり、またさとうきびに関しては、年中作業するわけではないので、可能だと判断しました。
会長	他にありませんか。議案5号の9番、10番について議案どおり決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございます。退席された委員の方には席に戻っていただき、事務局から引き続き、議案5号の説明をお願いします。
事務局	引き続き説明致します。1番は与座の1筆で、売買による所有権の移転です。2番は南波平の1筆で、売買による所有権の移転です。3番から5番は関連で、譲受人が同一です。3番は兼城の1筆で、売買による所有権の移転です。4番は兼城の3筆で、3年間の使用貸借権の設定です。5番は阿波根の1筆で、3年間の使用貸借権の設定です。6

	番は真壁の1筆で、売買による所有権の移転です。7番は摩文仁の2筆で、10年間の使用貸借権の設定です。また八重瀬町と同時申請です。8番は賀数の1筆と北波平の2筆で、持分移転による所有権の移転です。9番、10番は先ほど説明しましたので、11番です。伊原の1筆で、売買による所有権の移転です。
会長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましので、委員のみなさんのご意見、ご質問をよろしくお願いします。
委員	8番についてです。持分移転とありますが、各筆から6分の1を持分移転するのですか。
事務局	はい。そうです。
委員	わかりました。
会長	他にありませんか。それでは、議案第5号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、6ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。1番は摩文仁の1筆で、農地区分は第2種農地です。用途は太陽光発電です。以上です。
会長	ただいまの説明に関連し、調査員のご意見、調査報告等をお願いします。

委員	はい。今回は、19 番の大城竹信委員、20 番の国吉真昭委員、21 番の大保新幸委員で調査して参りました。8 ページをお開き下さい。摩文仁の 1 筆で、周辺は住宅地で、転用しても問題ないと 3 名の意見は一致しました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いします。
会長	はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。 異議なしという声が聞こえておりますが、議案第 6 号について議案どおり決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 6 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、10 ページをお開きください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。1 番は北波平の 1 筆で、第 3 種農地です。用途は、駐車場で、賃貸借権の設定です。2 番は賀数の 1 筆で、第 3 種農地です。用途は一般住宅で、売買による所有権移転です。3 番は米須の 1 筆で、第 2 種農地です。用途は太陽光で、使用貸借権の設定です。4 番は阿波根の 1 筆で、第 2 種農地です。用途は一般住宅で、売買による所有権移転です。5 番は真壁の 6 筆で、第 2 種農地です。用途は変電所で、売買による所有権移転です。6 番は阿波根の 2 筆で、第 2 種農地です。用途は一般住宅で、使用貸借権の設定です。以上です。
会長	ただいまの説明に関連し、調査員のご意見、調査報告等をお願いします。
委員	はい。1 番について、13 ページをお開きください。北波平の 1 筆で、運送会社の駐車場にしたいとのことです。転用しても問題ないと 3 名の意見は一致しました。2 番について 15 ページをお開きください。賀数の 1 筆で、一般住宅への転用とのことです。すでに分筆されており、転用しても問題ないと 3 名の意見は一致しました。3 番は 17 ページをお開きください。こちらは、第 2 種農地で用途が太陽光で、転用しても問題ない

	と 3 名の意見は一致しました。4 番について 19 ページをお開きください。見かけはきれいな畑ですが、現地では分筆もされており、宅地に転用しても問題ないと 3 名の意見は一致しました。5 番は 21 ページをお開きください。変電所を作るため、農業振興地域から除外する手続きをしているそうです。転用しても問題ないと 3 名の意見は一致しました。6 番は 23 ページをお開きください。宅地に転用したいとの申請でしたが、現場を確認し、問題ないと 3 名の意見は一致しました。ご審議の程よろしくお願いします。
会長	はい、ありがとうございます。説明が終わりましので、委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
	ご意見等ないようなので、議案 7 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは日程第 4 議案第 8 号農業委員会選挙人名簿の登載確認について議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 25 ページをお開きください。議案 8 号農業委員会選挙人名簿の登載確認についてです。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	選挙権なしは、こういった理由からですか。
事務局	はい。理由として多いのはまず面積が足りないことと、世帯が同じではないことの 2 点が多いです。
委員	申請し、選挙権がない人に通知は届きますか。

事務局	通知は届きません。
委員	選挙権の有無はどう確認すればよいですか。
事務局	名簿の縦覧で確認できます。縦覧期間は毎年2月23日から3月9日までです。
委員	世帯分離した場合、選挙権はありますか。
事務局	同一住所のため、選挙権ありにしております。
委員	わかりました。
委員	名簿の縦覧は農業委員会でできますか。
事務局	いいえ、選挙管理委員会です。申請者が名簿の縦覧できます。
委員	選挙人名簿に記載されるための、要件はいつの状況で確認されますか。
事務局	1月1日現在です。
委員	1月1日後に要件が揃っても選挙人名簿には記載されないのですか。
事務局	されません。
委員	わかりました。

会長	他にありませんか。それでは議案第 8 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	はい。ありがとうございました。以上で本日の議案は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。
議事録署名人 16 番 仲西 栄二 17 番 玉城 盛雄	